

個人の金利キャップ契約の税務

制度調査部

吉井 一洋

東京国税局が回答

【要約】

個人事業者が借入金の変動金利に金利キャップ・オプション契約で上限を設けた場合、税務上どのように取り扱われるかは明らかにされてこなかった。

2004年12月に、東京国税局は、銀行からの照会を受け、次のように取り扱う旨を回答している。

金利キャップ・オプションの想定元本が借入金額以下で、かつ、金利キャップ・オプションの取得と借入金のスタートとエンドの時期が同じ場合は、事業所得又は不動産所得を計算する際に、金利キャップ・オプション契約に基づく支払金利負担削減効果を反映することとした。

当初支払うオプション料は、金利キャップ・オプションの契約期間に合理的に配分し、各年の事業所得又は不動産所得の必要経費として控除する。

1. はじめに

東京国税局は、個人が行う金利キャップ取引の所得税法上の取扱いを、文書回答事例という形で、明らかにした。

具体的には、2004年12月17日付の「事業又は不動産貸付業を営む個人が取得した金利キャップ・オプションに係る所得税法上の取扱いについて」という文書で明らかにされた。

これは、事業等を営む個人が銀行から融資を受ける際に、同時にその銀行との間で金利キャップ・オプションの契約を締結した場合に、当該契約により支払われる超過金利相当額とオプション料を、所得税法上、どのように取り扱うかについて、銀行から照会があり、それに対して東京国税局が回答したものである。

2. 照会案件の概要

照会案件の概要は次のとおりである。

事業又は不動産貸付業(事業等)を営む個人Aがその事業等の資金としてB銀行から1億円を借り入れる。

借入金の償還期間は5年

Aは、B行に、同行の短期プライムレート+0.5%の変動金利を支払う。

Aは、の借入れと同時に、B行と金利キャップ・オプション契約を締結する(Aが購入)。

金利キャップ・オプション契約の条件は次のとおりである。

- ・ 想定元本：1億円、期間：5年間、対象金利：B行の短期プライムレート、上限金利：2.25%、オプション料：651万円、金利交換：年4回

金利キャップ・オプション契約は、の借入れに係るB行との金銭消費貸借契約に付随する契約として締結される。即ち、当該金銭消費貸借契約と同時期及び同期間の契約である。

当該金銭消費貸借契約に基づく借入金が期限前に完済された、又は期限の利益を喪失した場合、

金利キャップ・オプション契約も同時に解約される。

当該金銭消費貸借契約での契約上の地位が、他の者に承継される場合には、金利キャップ・オプション契約上の地位も承継人に承継される。

金利キャップ・オプション契約の想定元本は、当該金銭消費貸借契約の金額（借入れの金額）を超えることは無い。

例えば、ある3ヶ月間のB行の短期プライムレートが2.50%（年利、以下同じ）となった場合、AがB行に支払う金利は、これに0.5%を加えた3.00%となる。当該金利は金利キャップ・オプションの上限金利2.25%を上回るため、AはB行から超過分の0.75%分の支払いを、受けることになる。この場合、超過金利相当額は次のようになる。

$$\text{超過金利相当額} = 1 \text{億円} \times (3.00\% - 2.25\%) \times 1/4 \text{年} = 187,500 \text{円}$$

超過金利相当額を受け取ることにより、実質的にB行に対する支払金利に2.25%という上限を設定すると同様の効果が生じることになる。

3. 照会内容と国税庁の回答

個人が金利キャップ・オプションを契約した場合の税務上の取扱いは、これまで明確にされてこなかった。そこで、B銀行は事業又は不動産貸付業（事業等）を営む個人がオプション料を支払って金利キャップ・オプションを取得した場合には次のように取り扱ってよいか、東京国税局に照会した。

(1) 超過金利相当額の取扱い

個人が購入した金利スワップ・オプションが、「負担軽減金利キャップ・オプション」と認められる場合には、超過金利相当額は、その受取りが確定した日が属する年分の事業所得及び不動産所得の金額を計算する際に、総収入金額に加算する。

「負担軽減金利キャップ・オプション」とは、購入した個人が営む事業等の必要経費である借入金の変動金利負担を軽減する金利キャップ・オプションを指す。「負担軽減金利キャップ・オプション」に該当するか否かは、以下の、など金利キャップ・オプションと借入金との関連性を総合勘案して判断する。

当該金利キャップ・オプションに係る想定元本が当該借入金額以下であり、かつ、当該金利キャップ・オプションの取得と当該借入金の実行が同時期で、対象とする期間も同一である。

(2) オプション料の取扱い

「負担軽減金利キャップ・オプション」の購入者が支払ったオプション料は、事業所得又は不動産所得の金額の計算上、当該オプションの契約期間に合理的に配分して、各年分の必要経費に算入する。

個人の借入金の支払金利は、原則として、必要経費として事業所得又は不動産所得から控除されるので、超過金利相当額による支払金利削減効果を反映するため、逆に収入金額に加算する。

東京国税局は、上記の照会内容を妥当であると認めた。即ち、照会事例の金利キャップ・オプション契約について、「負担軽減金利キャップ・オプション」として、上記の照会内容どおりの処理を認めた。